

答申（政策第388号）

平成25年3月15日付で諮問された「第22回出雲市自治基本条例(仮称)市民懇話会の録音電子データ（平成23年8月19日 出雲市役所3階大会議室）」の公文書公開請求に対する公文書非公開決定の件について、次のとおり答申します。

第1 答申

1 審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が、「第22回出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会の録音電子データ（平成23年8月19日 出雲市役所3階大会議室）」（以下「本件電子データ」という。）の公文書公開請求に対し、平成25年1月25日付でした公文書非公開決定は妥当である。

2 事実

（1）異議申立人は、平成25年1月21日付で、実施機関に対し、出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定により、本件電子データの公文書公開請求を行った。

（2）実施機関は、同年1月25日付で、異議申立人に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）異議申立人は、同年3月11日付で、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

（4）実施機関は、同年3月15日付で、出雲市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第14条第1項の規定により、諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張要旨

（1）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求める、というものである。

（2）異議申し立ての理由

異議申立人は、異議申立書において、以下のような主張をしている。

情報公開請求した本件電子データは、条例第2条第1号に規定する公文書に該当する。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、審査会の聞き取りに対し、以下のとおりの主張をしている。

本件電子データは、平成23年8月19日に出雲市役所3階大会議室において行われた第22回出雲市自治基本条例（仮称）市民懇話会の内容を録音した電子データであった。

この点、条例第2条第1号においては、電子データを出力・採録したものが公文書とされているのであって、当該データそのものは、同号の規定する公文書ではない。

したがって、本件電子データは、条例第2条第1号に規定する公文書に該当しない。

よって、本件処分を行ったものである。

なお、本件電子データに基づき採録された議事録は、実施機関のホームページにおいて公開されている。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点

本件においては、本件電子データが条例第2条第1号に規定する公文書に該当しないとして本件処分が行われていることから、本件電子データの公文書該当性について、以下検討する。

(2) 条例第2条第1号の公文書について

ア 条例の規定

条例は、第2条第1号において、公文書を、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものであって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう」と定義している。

イ 条例における公文書の要件

前記の定義によれば、公開の対象となる公文書の要件は、以下のすべての要件を満たすものである。

- ①「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」ものであること
- ②「文書、図画及び写真並びに磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたもの」であること
- ③「決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの」であること

このうち、要件②については、以下のように前半と後半の二つの部分に分けられる。

②前半「文書、図画及び写真」

②後半「磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたもの」
(以下「要件②後半」という。)

ウ 要件②後半が公開対象とする範囲

この点、名詞の階層的列挙の際に用いられる接続詞「並びに」の公用文書における用法を踏まえて文理解釈すれば、要件②後半が対象としているのは、「磁気テープその他これに類するもの」ではなく、それらから「出力又は採録されたもの」に限定されているというべきである。

なお、条例の前身である合併前の出雲市情報公開条例（平成7年出雲市条例第1743号。以下「旧出雲市条例」という。）が制定されるに先立ち、平成7年11月に出雲市情報公開制度審議会から提出された答申である「出雲市における情報公開制度のあり方について」（以下「平成7年答申」という。）には、「3. 対象情報の範囲」として「(1) 情報媒体」「③磁気テープ等から出力され、又は採録されて文書化されたもの」が記載されている。そして、同項目の「(説明) (1) 情報媒体について」には、「マイクロフィルム、録音テープ、磁気ディスク等に記録されている情報は、それを視聴取するのに特別な装置を必要とするため、その体制整備がなされていない現時点では、これらについては、それぞれの情報媒体から出力され、又は採録されて文書化されたものに限定し

でもやむを得ないと考える。」と記載されている。このように、旧出雲市条例の制定において、この答申の内容が念頭に置かれており、その内容を本条例が引き継いでいることに照らしても、前述のとおり文理解釈することが相当と考えられる。

したがって、条例が、電子データや録音データなどに関して公開対象となる公文書としているのは、データそのものではなく、それらが出力・採録されたものであるというべきである。

エ 本件電子データの公文書該当性

以上を前提にすると、異議申立人が公開を求めた本件電子データは、前述のとおり、データそのものであって、そこから出力・採録されたものではない以上、条例第2条第1号の規定する公文書には該当しないというべきである。

したがって、本件電子データは条例第2条第1号の規定する公文書には該当しないと認められる。

以上の事から、異議申立人が取り消しを求める本件処分については、実施機関の処分が妥当であると判断する。

オ 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

第2 附帯意見

1 附帯意見の趣旨

条例第2条第1号に規定する公文書の範囲を含めた情報公開の在り方について、現時点での社会的・技術的状況を踏まえ、見直し等の議論を実施されたい。

2 附帯意見の理由

前述のとおり、条例第2条第1号においては、電子データや録音データ自体

は公文書とされておらず、その公開は予定されていない。

しかし、平成7年答申によれば、かかるデータ自体の非公開は、当時の技術的要因によるものが大きいと考えられる。この点、旧出雲市条例制定から今日に至るまでの科学技術の進展に鑑みれば、旧出雲市条例制定時に存在したデータ自体の公開を困難ならしめた技術的要因等の解消が図られているかどうかについて検討が必要な時期にきているというべきである。

他方で、出雲市が旧出雲市条例を制定した後の平成11年に成立し平成13年4月1日施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」では、電磁的記録が開示請求の対象である「行政文書」（同法第2条第2項）に含まれている。また、他の地方公共団体における情報公開条例においても、電磁的記録を開示請求の対象としている例は多く見られる。

旧出雲市条例が制定された時点においては、本条例は他の地方公共団体に先駆けた先進的な内容であったことが推察されるが、上記のとおりその後の行政機関の保有する情報の公開をめぐる情勢に鑑みれば、条例の規定する情報公開の在り方が現在の市民からの情報公開の要請に十分応えうるものとなっているかどうかについては、議論の余地があるものと思われる。

以上のような観点から、本審査会は、「1 附帯意見の趣旨」のとおり意見するものである。

以上